

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年12月28日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業(近海かつお釣)に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成31年5月10日
至)平成31年10月10日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当
に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(切り
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り
捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業の
るかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100
に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。
① 直接交付 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705
② 郵送による交付 封書に「海洋水産資源開発事業(近海かつお釣)に係る用船入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角2)に400円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
③ メールによる交付 任意書式に「海洋水産資源開発事業(近海かつお釣)に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成31年2月1日(4日)までに上記3.あてにてメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までに質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（近海かつお釣）

2. 調査目的・概要

近海かつお一本釣り漁業の漁場である伊豆・房総海域および常磐三陸海域において、カツオの資源・回遊状況に即した効率的な漁場探索技術の開発，ならびに船上作業に配慮した品質管理方法の高度化について検討を行い，収益性および労働環境の改善を図ることにより，本漁業の継続的な操業体制の確立を目指す。

3. 調査項目

(1) 操業調査

我が国周辺で操業を行う近海かつお一本釣り漁船の漁場である伊豆・房総海域および常磐三陸海域において，短期航海操業の可能性を検証する。具体的には，調査船による操業の日数を1～2日とし，水揚地との距離を勘案し，「7. 調査海域」項目による図示のとおりとする。

(2) 漁場探索技術の向上

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下，「機構」という）が速やかに漁場を発見するため，衛星標識（ポップアップタグ）と海洋環境情報を活用し，カツオの漁場探索技術の開発を当機構が行う。また，ドローンを用いて近海かつお釣漁船での離発着の確認及び操業中の画像撮影を当機構が行う。

(3) 品質管理方法の向上

当機構が品質管理手法マニュアルを用いた漁獲物の冷却の高度化および簡便化の検討を行う。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：かつお一本釣り漁業

(2) 航海能力：1航海当たり最低5日の連続航行が可能であること

(3) 総トン数：70ト以上

(4) 漁労設備等

- 1) かつお一本釣りが行える漁具一式を有すること。
- 2) 1航海十分に操業が可能な餌を長期間飼育できる畜養倉を保持していること。

(5) 付帯設備

- 1) 航海計器：プロッター，航海用レーダー，海鳥レーダー，スキャニングソナー，衛星ブイ受信機，デジタル水温計，潮流計，風向風速計，インマルサット，ファクシミリ，船舶電話，SSB，VHF，GPS，魚群探知機，衛星情報等による漁海況情報が常時入手可能な装備一式を有すること。

- 2) 調査員室：調査員が毎日のデータ処理などの業務が可能な机や照明が確保されること。
- 3) 魚倉：漁獲物の初期冷却に必要な装備を有し、鮮度を保持可能な構造であること。
- 4) その他
 - ①燃油消費実態に必要な流量計などの計器類が設置可能な場所及び付帯工事が可能なスペースを有すること。
 - ②最大搭載人員中にその他乗船者として2名を含んでいること。
 - ③インターネット環境が整っていること。
 - ④生物測定時に船上台秤を使用するため、当該機器用に100V電源を使えること。

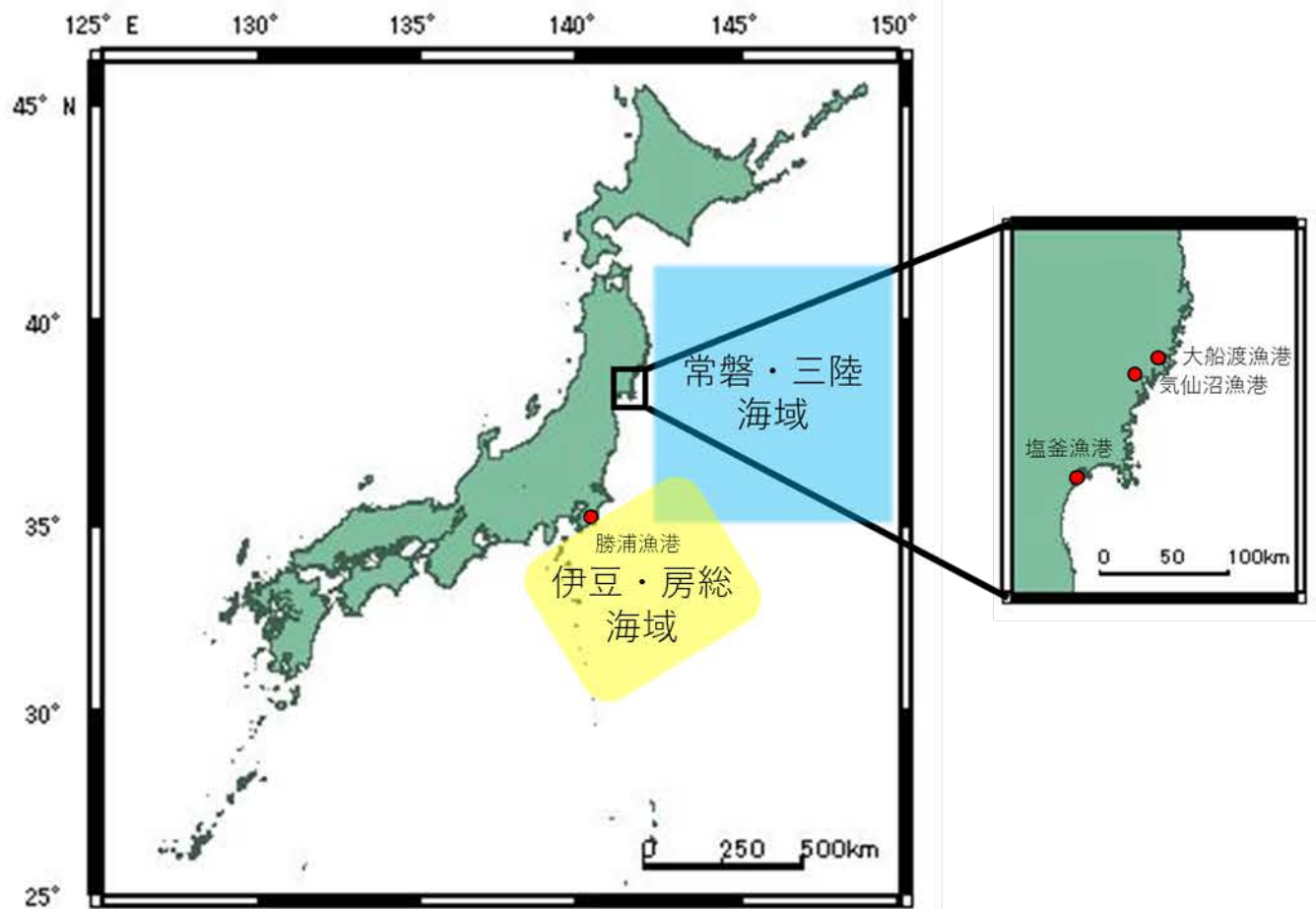
5. 乗組員

- (1) 乗組員数は15名以上とし、漁労長、船長、機関長、通信長、冷凍長が確保されていること。
乗組員数については、本仕様書第3項に掲げた各作業に対応可能な人数であること。
- (2) 漁労長は調査海域における近海かつお一本釣り漁業の十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (4) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間及び調査日程

- (1) 用船期間：平成31年5月10日から平成31年10月10日
- (2) 調査日程：平成31年5月10日 用船開始
平成31年10月10日 用船解除

7. 調査海域：伊豆・房総海域および常磐三陸海域



8. 担当研究所：開発調査センター

9. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター及び電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

(1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時または寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）に基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

(2) 上記（1）のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

10. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油はセンターが別途供給するものとする。

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査名 海洋水産資源開発事業（近海かつお釣）
2. 業務目的等 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という）が用船の目的である調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切な販売収入を獲得するため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。
なお、本業務を実施する場合、第3者へ委託することを妨げない。
3. 予定水揚げ港 宮城県塩釜港，宮城県気仙沼港，岩手県大船渡港，千葉県勝浦港，茨城県那珂湊港，静岡県御前崎港
4. 業務期間 自) 平成31年5月10日
至) 平成31年10月10日
5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物
年間予定水揚げ数量：約90トン
主な漁獲物：近海かつお釣船で漁獲した漁獲物（主にカツオ類）
6. 手数料率 本件に係る手数料率の上限は、2.0%とする。
なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第3者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。
7. 業務内容 上記5.の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。
 - (1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項
 - ① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港・市場を提案すること。
 - ② 市場に対して入港日、漁獲物明細、ハッチプラン等を連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。
 - ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について

て行うこと。

④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

(2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項

① 当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。

(3) 水揚げ及び漁獲物検量の立会いに関する事項

① 全ての水揚げに立ち会いを求めないが、当機構の立会いの依頼については、誠実に対応すること。

(4) 販売結果の報告に関する事項

① 販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証券（市場仕切書等）添付して提出すること。

(5) 販売代金の当機構への送金に関する事項

① 販売代金は、市場又は販売先から入金後、業務委託手数料分差し引いた額を5営業日以内に当機構指定の口座に振り込むこと。

8. その他 漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。